

瀬戸市地域生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項及び第3項に規定する事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱に定める事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の状況等に応じた事業を効率的及び効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに障害者の地域生活における支えの一端を補填することを目的とする。

(実施事業)

第3条 実施する事業は以下のとおりとする。なお、その詳細は別記する。

- 1 理解促進研修・啓発事業 (別記1)
- 2 自発的活動支援事業 (別記2)
- 3 相談支援事業
 - (1) 障害者相談支援事業 (別記3-1)
 - (2) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (別記3-2)
 - (3) 居住サポート事業 (別記3-3)
- 4 成年後見制度利用支援事業 (別記4)
- 5 成年後見制度法人後見支援事業 (別記5)
- 6 意思疎通支援事業 (別記6)
- 7 日常生活用具給付等事業 (別記7)
- 8 移動支援事業 (別記8)
- 9 地域活動支援センター事業 (別記9)
- 10 その他事業
 - (1) 訪問入浴サービス事業 (別記10-1)
 - (2) 社会参加促進事業 (別記10-2)
 - (ア) スポーツ・レクリエーション大会開催事業 (別記10-2-1)
 - (イ) 点字・声の広報等発行事業 (別記10-2-2)
 - (ウ) 奉仕員養成講座開催事業 (別記10-2-3)
 - (エ) 自動車運転免許取得助成事業 (別記10-2-4)
 - (オ) 自動車改造助成事業 (別記10-2-5)
 - (3) 日中一時支援事業 (別記10-3)
 - (4) 福祉ホーム事業 (別記10-4)

(事業費)

第4条 事業の実施にかかる費用（以下「事業費」という。）は別表1のとおりとする。

(事業委託等)

第5条 第3条の事業の実施については、第3者に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

- 2 事業を委託する場合は、事業委託を受けようとする者(以下「事業提供者」という。)と委託契約の締結または、事業提供者の指定申請書(様式7-1)にもとづく指定書(様式7-2)の発行によるものとする。
- 3 前項の指定申請書による場合で事業を委託しない場合、また指定を取り消す場合は指定(却下)取消通知書(様式7-3)によるものとする。
- 4 事業委託または指定を受けた事業提供者は、事業を利用した者(以下「事業利用者」という。)との間に事業提供内容について必要に応じ事業提供に関わる利用契約を行うものとする。
- 5 事業の委託または指定の可否については、事業利用者及び事業提供者の意向とは別に本市の状況を鑑みて行うものとする。
- 6 事業の指定期間は原則指定年度末日までとする。ただし、指定期間満了前1か月前までに双方いずれか一方から何らかの意思表示が行われない場合は、指定期間満了の翌日において向こう1か年間順次指定期間を更新したものとする。

(地域生活支援費の支給及び請求)

第6条 市は第4条に規定する額の百分の九十(円未満切捨て)に相当する額(以下「地域生活支援費」という。)を、事業利用者に支給する。ただし、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯(世帯の考え方は、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスと同様にする。原則、本人が障害児の場合は、住民票の世帯で、障害者の場合は、本人と配偶者を世帯とする。)については、百分の百に相当する額を支給する。また、以下の事業については、事業提供者に百分の百に相当する額を支給する。

- (1) 相談支援事業
- (2) 意思疎通支援事業
- (3) スポーツ・レクリエーション大会開催事業
- (4) 点字・声の広報等発行事業
- (5) 奉仕員養成講座開催事業
- (6) 基幹相談支援センター等機能強化事業
- (7) 福祉ホーム事業

- 2 地域生活支援費の支払いは月額支払いとする。ただし、事業内容により月額支払いが不適当な場合は、協議の上支払方法を定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業利用者が事業提供者に地域生活支援費の請求を委任した場合は、事業提供者への支払いをもって事業利用者への支払いとする。
- 4 地域生活支援費の請求は、事業提供者が発行した請求書及び利用日時等内容が確認できる資料を添付し請求するものとする。ただし、事業ごとに規定した場合はその規定に準ずる。また第3項による場合も同等の内容による資料により、事業利用者の確認印の基に請求するものとする。
- 5 同条第1項から第5項の規定にかかわらず、第3条第9号地域活動支援センター事業については、

別記9に規定する。

6 同条第1項から第6項の規定にかかわらず、第3条第4号成年後見制度利用支援事業については、別記4に規定する。

(利用申請)

第7条 以下の事業を利用しようとする場合は、所定の申請書に必要事項を記入し申請するものとする。

- (1) 居住サポート事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 訪問入浴サービス事業
- (7) 自動車運転免許取得助成事業
- (8) 自動車改造助成事業
- (9) 日中一時支援事業

(利用対象者)

第8条 事業を利用できる対象障害者は、障害者総合支援法第4条第1項及び第2項に規定する者並びに市長が特に認めた者で、瀬戸市に住民票を有し実際に生活を営んでいる者とする。なお事業ごとにさらに条件を付す場合は、各別記に記載するものとする。

(支給決定期間・支給量)

第9条 実施事業の内、支給期間及び支給量を定める事業については、別表3のとおりとする。これを超えて決定する場合は決裁によるものとする。

(制度の優先順位)

第10条 本事業は、第1に介護保険、第2に障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの利用の上での利用とする。

(不正利得の返還)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した地域生活支援費の一部または全部を返還させることができる。

- (1) 申請書、請求書等提出書類に虚偽の事項を記載した場合。
- (2) その他地域生活支援費の取得に関し、不正な行為があった場合。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

自動車改造助成事業において「助成条件」を追加する。本条件は平成19年11月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。瀬戸養護学校放課後（日中一時）支援事業追加。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

理解促進研修・啓発事業

1 目的

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る。

2 事業内容

地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行なう。実施形式は次のいずれかの形式による。

(1) 教室等開催

障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。

(2) 事業所訪問

地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。

(3) イベント開催

有識者による講演会や障害者と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。

(4) 広報活動

障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。

(5) その他形式

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。

3 留意事項

- (1) 事業の実施にあたり、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つように努めること。また、事業は通年的に実施するように努めること。
- (2) 障害以外の研修・啓発活動と共同で実施した場合も対象となるが、あくまでも障害に関する部分に限る。
- (3) 障害施策や事業所の説明パンフレット等の制作や最新の福祉用具を紹介する展覧会の開催等、単に施策や用具等を説明するだけのものは対象外とする。

自発的活動支援事業

1 目的

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより共生社会の実現を図る。

2 事業内容

障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行なう活動に対する支援事業とする。実施形式は次のいずれかの形式による。

(1) ピアサポート

障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。

(2) 災害対策

障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援する。

(3) 孤立防止活動支援

地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動を支援する。

(4) 社会活動支援

障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。

(5) ボランティア活動支援

障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

(6) その他形式支援

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。

3 留意事項

(1) 団体へ委託又は補助する場合、支出された委託費又は補助金が単に団体を維持するための管理費として使用されていないかを精査し、真に事業目的だけで使用されているか確認すること。

(2) 特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるよう努めること。

障害者相談支援事業

1 目的

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、各種福祉サービスの利用調整等、必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2 事業内容

- ・本市において開催する自立支援協議会の運営等
- ・依頼障害者への相談対応。相談を受けた場合は、ケース記録簿（任意様式）に相談内容及び処理経過を記録し、半期ごとに報告をする。
- ・依頼障害者のサービス利用に向けた調整。
- ・その他本市が必要と認める事項。

3 利用対象者

障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者、及び児童福祉法第4条第2項に規定する障害児、または、その他市長が必要と認めた者。

4 事業実施主体

- ・瀬戸市が直営で行なうか、または指定特定相談支援事業者または指定一般相談支援事業者へ委託することができる。
- ・委託する場合、実施事業者は当該事業に従事する常勤の管理者及び担当職員を配置すること。

基幹相談支援センター等機能強化事業

1 目的

瀬戸市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

2 事業内容

(ア) 基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置

※専門的職員とは、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、本市の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

(イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

(ウ) 基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組

3 利用対象者

現に身体障害、知的障害、精神障害の認定（手帳所持又は判定）を受けている者、または、その可能性があるとして本市が判断した者。

居住サポート事業

1 目的

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

2 事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。

(1) 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

(2) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

3 対象者

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

4 委託または指定の要件

- (1) 委託または指定先は、法人格を有していること。
- (2) 本事業に対して常勤の担当職員を配置すること。

5 留意事項

本事業は、予算措置が行えた場合に実施するものとする。

成年後見制度利用支援事業

1 目的

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2 対象者

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者。

3 その他

事業の実施に必要な事項については、瀬戸市成年後見制度利用支援事業実施要綱に定める。

成年後見制度法人後見支援事業

1 目的

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等

地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が習得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行なう事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3 留意事項

(1) 事業の実施にあたっては、地域の実情に応じて、複数の市町村が連携し広域的に研修を実施するなど、最も効果的な方法により実施する。

(2) 社会福祉協議会やNPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

(3) 研修受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。

4 その他

事業の実施に必要な事項については、瀬戸市成年後見制度利用支援事業実施要綱に定める。

意思疎通支援事業

1 目的

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等及び要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

2 事業内容

- (1) 手話通訳者等の派遣
- (2) 要約筆記者等の派遣
- (3) 手話通訳者等の市役所への設置

3 利用対象者

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

4 派遣対象範囲

- (1) 手話通訳者等又は要約筆記者等の派遣は、次に掲げる場合において、利用対象者が他者と意思疎通を図るうえで、その支援を必要とするときに行うものとする。
 - ア 利用対象者が、公共機関等において、相談、手続き等を行う場合
 - イ 利用対象者が、医療機関等において、診療、検査等を受ける場合
 - ウ 利用対象者が、公共職業安定所等において、求職活動等を行う場合
 - エ 利用対象者が、学校、保育園等において、面談、手続き等を行う場合
 - オ 利用対象者が、住宅に関する相談・手続き等を行う場合
 - カ 利用対象者が、冠婚葬祭に関する相談・手続き等を行う場合
 - キ 利用対象者が、集会・講座・会議等に出席する場合
 - ク 利用対象者が、司法に関する相談・手続き等を行う場合
 - ケ その他、利用対象者の活動において、手話通訳者等又は要約筆記者等の支援を必要とする場合
- (2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、手話通訳者等又は要約筆記者等の派遣は行わない。
 - ア 派遣先における活動が、宗教活動、政治活動、営利活動等であるとき
 - イ 派遣先における活動が、個人の娯楽、遊興等であるとき
 - ウ 派遣の目的が、通勤、通学等であり、通年かつ長期にわたるとき
 - エ 派遣先が愛知県外であるとき
 - オ 手話通訳者等又は要約筆記者等が別に設置され、活動に支障がないと認められるとき
 - カ その他、派遣することが適当でない、又は、派遣の必要がないと認められるとき

5 派遣時間等

- (1) 派遣時間は、利用対象者との集合時間から解散時間までとする。
- (2) 派遣時間の上限は、1日につき8時間とする。

- (3) 派遣に係る交通費は、1回につき1,500円を上限として、公共交通機関利用時の実費を支給する。ただし、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の額を超えないものとする。
- (4) やむを得ず個人所有の自動車を利用するときは、1回につき1,500円を上限として、移動に係る走行距離1kmにつき25円を支給する。この場合において、距離は1km未満を四捨五入し、金額は円単位とする。

6 派遣対象者

(1) 手話通訳者等

手話通訳者等は、次のいずれかに該当する者とする。なお、本事業にて派遣される手話通訳者等は、派遣の際、委託先が発行する証明書を必ず携帯しなければならない。

ア 手話通訳士

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

イ 手話通訳者

都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者

ウ 愛知県聴覚障害者協会派遣センター登録者

社団法人愛知県聴覚障害者協会が実施する面接会により、認定され登録された者

(2) 要約筆記者等

要約筆記者等は、次のいずれかに該当する者とする。なお、本事業にて派遣される要約筆記者等は、派遣の際、委託先が発行する証明書を必ず携帯しなければならない。

ア 要約筆記者

都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された者

イ 要約筆記奉仕員

瀬戸市・他市町村が実施する要約筆記奉仕員養成講座を修了し、1年以上の要約筆記活動を行った者

7 利用の流れ

- (1) 利用を希望する利用対象者は、委託先が定めた利用申請書により、瀬戸市へ申請を行うものとする。
- (2) 瀬戸市が派遣を決定した場合は、派遣対象者が利用対象者との間で日程及び時間等を調整する。
- (3) 瀬戸市が利用申請を却下した場合は、利用対象者に対して却下の旨を連絡する。

8 委託の要件

瀬戸市聴覚障害者協会または瀬戸市聴覚障害者協会が認めた団体であること。

日常生活用具給付等事業

1 目的

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、日常生活の向上を図ることを目的とする。なお、点字図書については、留意事項において別に規定を設ける。

2 事業内容

障害者総合支援法第77条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具の給付。

3 給付対象者等

給付対象者は、在宅の身体障害者手帳または療育手帳等の交付を受けている重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)及び障害者総合支援法で定める難病患者であって、当該用具を必要とする者であり、その詳細及び用具の耐用年数は、別表2(難病患者の場合は別表2-2)のとおりとする。ただし、ストーマ装具及びこれに準ずる用具の給付については、身体障害者手帳4級までを対象範囲とする。ただし、施設入所者であっても障害者・児が直接身に着ける頭部保護帽等は除く。

4 給付の流れ

- ①給付を希望する者は、日常生活用具給付申請書(様式1-3)に給付用具の見積を添付して市に申請を行う。なお、必要に応じ日常生活用具給付意見書(様式6)を添付するものとする。難病患者は診断書(様式6-2)を添付する。難病患者からの申請があった場合は、難病患者の身体的状況、経済状況、家庭環境及び住宅環境等を調査し、用具の給付等を行なうかどうかを決定する。
- ②給付を決定した場合は、日常生活用具給付券(様式5)を、却下した場合は、地域生活支援事業給付却下通知書(様式2)を申請者に交付または通知する。
- ③申請者は、日常生活用具給付券を、委託事業者または指定事業者に提出し用具の給付を受ける。

5 給付の制限

- ・ストーマ装具及びこれに準ずる用具以外は、耐用年数内での給付は行わない。ただし、事故、製品欠陥等不可抗力により耐用年数内給付が必要な場合は決裁による。
- ・ストーマ装具及びこれに準ずる用具の給付は、その必要量に関係なく別表2に規定する単価相当の数を月当たりの支給限度とする。
- ・ストーマ装具及びこれに準ずる用具の給付は、一回の申請で6か月分までを限度とする。

6 委託または指定の非要件

- ・補装具、日常生活用具の給付、または当該委託または指定先の事業範疇において、委託また

は指定年度を含め過去5年以内の不正行為等が明確であると本市が決定した場合。

- ・委託または指定期間中において、事業利用者からの苦情が発生し、委託または指定に値しない事業提供者と本市が決定した場合。この場合は、決定日より委託または指定を取り消すものとする。

7 留意事項

- ・点字図書の給付について

(給付対象者)

主に情報の入手手段を点字による視覚障害者(児)。

(給付対象の図書)

月刊や週刊等で発行される雑誌を除く図書。

(給付の限度)

対象者一人につき、年間6タイトル、又は24巻を限度とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。

(給付の流れ)

- ①給付希望者は、点字図書給付登録申請書(様式8-1)を市に提出する。
- ②市は、申請者が給付対象者として適格であるかどうか確認し、該当者を点字図書給付台帳(様式8-2)(以下「給付台帳」という。)に登録のうえ、実施する。
- ③申請者は、点字図書給付事業に係る「点字図書給付対象者出版施設」の指定について(平成4年1月31日社更第26の1号厚生省社会局更生課長通知)により指定された点字図書給付対象出版施設(以下「出版施設」という。)に電話等で、給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」(様式8-3)(以下「証明書」という。)の送付を依頼し、その証明書を添えて市に点字図書の給付を申請する。
- ④市は、申請者・出版施設等の事項を確認のうえ、給付台帳に必要事項を記載し、証明書を証明印を押印し、申請者に交付する。
- ⑤申請者は、証明書に自己負担額(一般図書の購入価格相当額)を添えて、出版施設に申し込み、点字図書の給付を受けるものとする。
- ⑥市は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳を確認のうえ、公費負担分(点字図書価格から自己負担額を控除した額)を出版施設に支払うものとする。

移動支援事業

1 目的

屋外での移動に困難がある障害者について、外出のための介護（移動）を補填することにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

2 事業内容

- ・ 自宅もしくは待ち合わせ場所から目的地までの往路または復路、もしくは往復路の介護（移動）時間帯の支援。
- ・ 外出目的を達成するための目的地における介護支援。（目的地集合解散の場合を含む）

3 利用対象者

- ・ 現に身体障害、知的障害、精神障害の認定（手帳所持又は判定）を受けている者、もしくは、それ以外の障害で同等の支援が必要と本市が認めた者。
- ・ 第8条の規定にかかわらず、市外に住所を有する者で、グループホーム、ケアホーム利用者で、本市が障害福祉サービスにおいて支援している者。

4 派遣対象範囲

社会生活上必要不可欠な外出と認められるもの及び余暇活動等の社会参加のための外出で一日程度で終了する外出。具体的には以下の場合と類似する範囲とする。

（社会生活上必要不可欠な外出）

- ・ 公共機関、事業所や学校等の就労教育等に関する相談のための外出。
- ・ 一般生活上でのトラブルを回避するための外出。

（余暇活動等の社会参加のための外出）

- ・ サークル活動、文化的活動や、観劇等個人の趣味による外出であり、世間一般常識上公費利用が納得できる外出と頻度をいう。

（その他特別に認める外出）

- ・ 小学校、中学校、高等学校、就労のための準備として目的地までの経路を習得するための外出。（支給期間、支給量制限あり）
 - ・ 家庭事情による通園、通学のための外出。（支給量制限あり）
- ※就労、通学通園など、日々にわたり継続する外出について全てを支援するものではない。

5 給付の流れ

①給付を希望する者は、地域生活支援事業給付（変更）申請書(様式1-1)により市に申請を行う。

②給付を決定した場合は、地域生活支援事業受給者証(様式3-3)を、却下した場合は、地域生活支援事業給付却下通知書(様式2)を申請者に交付または通知する。

③申請者は、地域生活支援事業受給者証を、委託事業者または指定事業者に提出し移動支援の給付を受ける。

※急用等突発的ニーズに対しては、電話等での申請を受け付ける。ただし後日正式な利用申請

を行うものとする。

6 地域生活支援費の請求

地域生活支援費を請求する場合は、介護給付による居宅介護などの請求と同等の任意様式により、支援時間と場所が時間経過で確認できる内容で、事業提供者が請求する場合は、サービス利用者の確認印のある資料を添付し請求するものとする。

7 委託または指定の要件

- ・ 障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動援護及び外出介護のいずれかの指定を受けている事業所であること。

8 留意事項

- ・ あくまで補填することを目的とする事業である。
- ・ 医療機関への通院は、障害福祉サービスにおける居宅介護において利用可能。

地域活動支援センター事業

1 目的

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

固定された事業計画（活動内容）により、上記1に示した目的を図る内容であること。

事業提供体制により以下の分類に分ける。

(1) 地域活動支援センター基礎型

基礎的な事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行うものとする。職員配置は、2名以上の職員を配置し、うち1名は専任者を置く。

(2) 地域活動支援センターⅠ型

基礎型に加え、機能強化を図るため、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施すること。なお、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。職員配置は、基礎型に加え、他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とすること。

(3) 地域活動支援センターⅡ型

基礎型に加え、機能強化を図るため、雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施することを要件とする。職員配置は、基礎型に加え、他1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とすること。

(4) 地域活動支援センターⅢ型

基礎型に加え、機能強化を図るため、委託先として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業（以下「小規模作業所」という。）の実績を5年以上有しており、自立支援給付に基づく事業所に併設していることを要件とする。職員配置は、基礎型による職員のうち1名以上を常勤とすること。

3 利用者数

地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型の利用者数は、以下のとおりとする。

・地域活動支援センターⅠ型

1日あたりの実利用人員が20名以上であること。

・地域活動支援センターⅡ型

1日あたりの実利用人員が15名以上であること。

・地域活動支援センターⅢ型及び基礎型

1日あたりの実利用人員が10名以上であること。

4 利用対象者

現に身体障害、知的障害、精神障害の認定（手帳所持又は判定）を受けている者で、支援が

必要と認めた者。

5 利用者負担額

市は事業費の原則百分の九十を地域生活支援費として、事業利用者に支給するが、事業利用者が事業提供者に地域生活支援費の請求を委任した場合は、事業提供者への支払いをもって事業利用者への支払いとする。事業費から地域生活支援費を差し引いた額について、利用者の負担とし、その負担額（以下、「利用者負担額」という。）に上限額（以下、「負担上限月額」という。）を設定する。事業費の百分の十（以下、「原則の利用者負担額」という。）が負担上限月額を超えた場合、負担上限月額と原則の利用者負担額の差分も地域生活支援費として支払う。負担上限月額を以下のとおり設定する。

所得区分		負担上限月額	
生活保護世帯・市町村民税非課税世帯		0円	
課税世帯 ^{※1}	一般1	障害者	9,300円
		障害児	4,600円
	一般2	37,200円	

※1 課税世帯の一般1と一般2の分け方は、利用者が18歳以上（障害者）では、世帯^{※2}の所得割の合算が16万円以上の場合、一般2となり、18歳未満（障害児）では、世帯の所得割の合算が28万円以上の場合、一般2となる。それ以外は一般1となる。

※2 世帯の考え方は、障害福祉サービスと同様にする。（原則、本人が障害児の場合は、住民票の世帯で、障害者の場合は、本人と配偶者を世帯とする。）

6 給付の流れ

- ①給付を希望する者は、地域生活支援事業給付（変更）申請書（様式1-1）により市に申請を行う。
- ②給付を決定した場合は、地域生活支援事業受給者証（様式3-3）を、却下した場合は、地域生活支援事業給付却下通知書（様式2）を申請者に交付または通知する。
- ③申請者は、地域生活支援事業受給者証を、委託事業者または指定事業者に提出しサービスの給付を受ける。

7 地域生活支援費の請求

地域生活支援費を請求する場合は、利用日時が確認できる内容で、事業提供者が請求する場合は、サービス利用者の確認印のある資料を添付して請求する。

8 委託または指定の要件

- ・委託または指定先は、法人格を有していること。
- ・職員配置については、「2 事業内容」に規定したとおりとする。
- ・目的を達成するために実施する事業内容を明記した書類。
- ・厚生労働省令に示される当該センターの基準を満たしていること。

- ・日中一時支援事業を行っていないこと。

9 留意事項

- ・委託または指定を受けた法人は、事業利用者との間に、利用に関する契約を締結すること。
- ・同日の複数回利用はこれを1回とする。

訪問入浴サービス事業

1 目的

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持等を図り、健康増進と、家族の介護の軽減を図ることを目的とする。

2 事業内容

看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。

3 利用対象者

身体障害者として、下肢又は体幹の障害により1級又は2級の認定を受けており、一人で入浴が困難な者または、これと同等の状況として本市が認めた者。

4 給付の流れ

- ①給付を希望する者は、訪問入浴サービス給付申請書(様式1-2)により市に申請を行う。
- ②給付を決定した場合は、訪問入浴サービス給付決定通知書(様式3-4)を、却下した場合は、地域生活支援事業給付却下通知書(様式2)を申請者に交付または通知する。
- ③申請者は、訪問入浴サービス給付決定通知書を、委託事業者または指定事業者に提出しサービスの給付を受ける。

5 地域生活支援費の請求

地域生活支援費を請求する場合は、利用日及びサービス提供担当者氏名が確認できる内容で、事業提供者が請求する場合は、サービス利用者の確認印のある資料を添付して請求する。

6 委託または指定の要件

介護保険法第40条第1項及び第41条に定める事業で、同法第70条に基づき、都道府県知事から訪問入浴介護の指定を受けている事業所であること。

7 留意事項

- ・委託事業者または指定事業者は、事業利用者との間に、利用に関する契約または覚書を締結すること。
- ・サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供従事者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

社会参加促進事業

1 目的

障害者の地域社会との接点を持つ機会を増やすことにより、障害者の社会参加を促すとともに、障害の理解促進を行う。

2 事業内容

- ・障害者自身が直接参加し、社会性や社会生活習慣を取得し、社会生活力や社会参加力を高める事業。
- ・障害者を含めた直接参加により、障害者相互、地域住民などとの交流をする事業。
- ・障害者の社会参加を支援、促進する事業。

3 事業参加者（利用者）

障害者、その家族や保護者及び障害者の社会参加を支援しようとする者

4 委託または指定の要件

- ・市内における利用対象者を把握していること。
- ・利用対象者の障害等を熟知していること。
- ・当該事業に対して熟知していること。

5 留意事項

社会参加促進事業の中で既存の事業に関しては、別途要綱を別記10-2-1、別記10-2-2、別記10-2-3、別記10-2-4、別記10-2-5に定めるものとする。

スポーツ・レクリエーション大会開催事業

1 目的

スポーツ・レクリエーション大会を通じて、障害者の体力増強と交流の機会を提供することを目的とする。

2 事業内容

市内の障害者にスポーツに接する機会と、交流の場を提供するために、スポーツ大会等を開催する。

3 利用対象者

障害者およびその家族

4 委託または指定の要件

瀬戸市障害者団体連絡協議会または、瀬戸市障害者団体連絡協議会が認めた組織

点字・声の広報等発行事業

1 目的

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報を提供することにより、地域生活の向上を図ることを目的とする。市広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する。

2 事業内容

市広報、生活情報等を点訳、及びテープに吹き込んで提供する。

3 利用対象者

視覚障害のため、活字による情報収集が困難な障害者。

4 委託または指定の要件

- ・本事業は委託事業とし、点字広報、声の広報それぞれに受託できるものとする。
- ・市内における利用対象者を把握しており、広報以外に可能範囲で利用者の希望に沿うよう努めることができること。
- ・点訳ボランティア、声のボランティアの活動を行っていること。

奉仕員養成講座開催事業

1 目的

聴覚障害者や視覚障害者のコミュニケーション支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。

2 事業内容

手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する講座から時代のニーズに合わせ開催する。

3 利用対象者

市内在住又は市内在勤の健全者等。

4 委託または指定の要件

- ・本事業は委託事業とし、養成講座それぞれに受託できるものとする。
- ・手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成講座については、瀬戸市聴覚障害者協会、もしくは瀬戸市聴覚障害者協会が認めた団体であること。
- ・養成講座に関連するボランティア活動を行っていること。

5 留意事項

- (1) 手話奉仕員養成講座の開催にあたっては、平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。
- (2) 事業委託を受けた者は、養成講座終了者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、また、活動ができなくなった奉仕員については、登録を抹消し、講座終了後に本市に提出するものとする。

自動車運転免許取得助成事業

1 目的

身体障害者が就労等に伴い道路交通法に定める普通自動車免許（以下「免許」という。）の取得を行い、社会復帰することを目的とする。

2 事業内容

道路交通法に定める普通自動車免許の取得に要する経費の一部を助成する。ただし、助成は一人1回限りとする。

3 利用対象者

現に身体障害者手帳所持者で、以下に該当する者。

- ・就労、通院、通学等のために免許を取得しようとする者。
- ・当該免許取得日から申請日まで引き続き瀬戸市内に住所を有すること。
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車教習所又は改造した普通自動車を備えた身体障害者を対象として運転免許取得を行う教習所において、技能を習得し、免許を取得した者（限定解除の者を含む）。ただし、免許取得後、身体障害者となり臨時適性検査により免許の更新をしようとする者及び免許取得のために瀬戸市に住民票を移した者を除く。

4 助成の流れ

①助成を希望する者は免許取得後6か月以内に、自動車運転免許取得費助成申請書（様式1-4）に以下の書類を添付して市に申請を行う。

- ・身体障害者手帳の写し
- ・普通自動車運転免許証の写し
- ・免許取得に要した経費を明らかにしたもの
- ・住民票の写し（住民基本台帳にて市内在住が確認できる場合は、省略可）

②助成を決定した場合は、自動車運転免許取得費助成支給決定通知書（様式3-1）を、却下した場合は、地域生活支援事業給付却下通知書（様式2）を申請者に通知する。

自動車改造助成事業

1 目的

身体障害者が就労等に伴い、現に所有する自動車、又は新規購入する自動車を改造し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

自動車改造に要する経費の一部を助成する。

3 利用対象者

現に身体障害者手帳所持者で、道路交通法に規定する「免許の条件」を付されたもので、以下に該当する者。

- ・就労、通院、通学等に伴い自らが所有し、専ら運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある。
- ・改造を行う月の属する年の前年（改造を行う月が1月から5月までの間にある場合は、前々年とする。）の所得税の課税所得金額（各種所得控除後の金額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない。

ただし、自動車運転免許取得または自動車改造のために瀬戸市に住民票を移した者を除く。

4 助成の流れ

①助成を希望する者は改造を行う前に自動車改造助成申請書(様式1-5)に以下の書類を添付して市に申請を行う。

- ・身体障害者手帳の写し
- ・普通自動車運転免許証の写し
- ・改造施行業者の見積書
- ・住民票の写し（住民基本台帳にて市内在住が確認できる場合は、省略可）
- ・所得制限限度額審査に必要な資料類

②助成を決定した場合は、自動車改造費助成支給決定通知書(様式3-2)を、却下した場合は、地域生活支援事業給付却下通知書(様式2)を申請者に通知する。

③改造を完了した場合は自動車改造完了届(様式4)に自動車改造費助成支給決定通知書、施工業者の領収書及び自動車検査証の写しを添付して請求する。

5 助成条件

①同一障害者（申請者）の同一内容の改造に対する助成は、年度内1回とする。ただし、事故等により、車の状態が利用困難である場合は、廃車等、車の状態が利用困難であることを証明する書類の提出により、年度内に再度1回の助成を認める。

②同一障害者（申請者）の同一年度内における異なる改造に対する申請は、初回を含め年度内2回を限度とする。

③助成金額は、同一障害者（申請者）について同一年度内に2回の申請があっても別表1に記

載する額を上限とする。この条件は①②の場合も適用する。

6 留意事項

- ・本事業は、現に所有する自動車、又は新規購入する自動車を特別に改造する場合に助成するものであるため、自動車購入時又は購入後に選択（オプション）により設定する項目は改造とはしない。

日中一時支援事業

1 目的

障害者が養護学校等下校後に活動する場の確保、保護者の就労支援、日中における保護者の急務による一時的見守り、障害者を日常的にケアしている家族の一時的な休息等を目的とする。

2 事業内容

障害者を一時的に預かり、身体介護等の見守りを保護者に代わり行う。

3 利用対象者

現に身体障害、知的障害、精神障害の認定を受けている者、もしくは、それ以外の障害で同等の支援が必要と認められた者。

4 給付の流れ

①給付を希望する者は、地域生活支援事業給付(変更)申請書(様式1-1)により市に申請を行う。

②給付を決定した場合は、地域生活支援事業受給者証(様式3-3)を、却下した場合は、地域生活支援事業給付却下通知書(様式2)を申請者に交付または通知する。

③申請者は、地域生活支援事業受給者証を、委託事業者または指定事業者に提出し日中一時支援の給付を受ける。

※急用等突発的ニーズに対しては、電話等での申請を受け付ける。ただし後日正式な利用申請を行うものとする。

5 地域生活支援費の請求

地域生活支援費を請求する場合は、介護給付による居宅介護などの請求と同等の任意様式により、日時及び支援時間が確認できる内容で、事業提供者が請求する場合は、サービス利用者の確認印のある資料を添付し請求するものとする。

6 委託または指定の要件

- ・法人格を有していること。
- ・一時預かりの専用スペース(9.96㎡(一畳は1.66㎡)以上。以後4人目から1名ごとに2㎡を加算。ただし12歳未満の障害者を対象とする場合は、16.6㎡以上。以後4人目から1名ごとに3.32㎡を加算。)を確保していること。
- ・当該事業に従事する常勤の管理者を1名配置していること。
- ・支援者(管理者を含む)の数は、定員3名までは1名、5名まで2名、10名まで3名、以後2名ごとに1名を加算。ただし12歳未満の障害者を対象とする場合は、定員3名までは2名、5名までは3名、7名までは4名、10名までは5名、以後2名ごとに1名を加算。
- ・地域活動支援センター事業を行っていないこと。

7 留意事項

- 同日の複数回利用はこれを1回とする。
- 提供する利用時間は、事業提供者が定めるものとする。
- 専用スペースは、事業所が所有、賃貸契約、無償貸与により利用可能となっている部分であり、社会通念上認められる範囲であれば、不連続でも可能とする。他事業との併用は事業実施に支障をきたさない範囲で認める。

福祉ホーム事業

1 目的

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

2 対象者

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にあるものを除く。）

3 利用方法

福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。

4 管理人の業務

- ・施設の管理
- ・利用者の日常生活に関する相談、助言
- ・福祉事務所等関係機関との連絡、調整

5 その他

事業の実施に必要な事項については、瀬戸市福祉ホーム補助金交付要綱に定める。

【事業費の額】

事業名	額		備考
一般相談支援事業	委託先と協議の上決定		
居住サポート事業	一世帯 40,000 円/月		
コミュニケーション支援事業	・派遣：通訳時間 750 円/30 分 拘束時間 400 円/30 分 ・設置：900 円/時間		拘束時間とは通訳をしていない時間。
日常生活用具給付等事業	別表 2 のとおり		
移動支援事業	身体介護伴う	身体介護なし	身体介護の有無については、別表 4 により判定するものとする。
	～0.5H：2,300 円 ～1.0H：4,000 円 ～1.5H：5,800 円 以後 30 分：820 円	～0.5H：800 円 ～1.0H：1,500 円 ～1.5H：2,250 円 以後 30 分：750 円	
	視覚障害者通院介助	上記「身体介護なし」と同額	
	経路習得及び通園・通学（身体介護なしの場合）	～0.5H：1,200 円 ～1.0H：2,250 円 ～1.5H：3,300 円 以後 30 分：750 円	通園・通学の身体介護ありの場合は通常の「身体介護伴う」の単価とする。
地域活動支援センター事業	I 型	相談支援を含む	
	その他	6 時間を越える場合	6,000 円/回
		4 時間を超え 6 時間まで	4,200 円/回
		4 時間まで	3,000 円/回
	送迎は片道 500 円		
訪問入浴サービス事業	10,000 円/回		
スポーツ・レクリエーション大会開催事業	300,000 円/年		
点字・声の広報等発行事業	・点訳広報：100,000 円/年 ・声の広報：100,000 円/年		
奉仕員養成講座開催事業	委託先と協議の上決定		
自動車運転免許取得助成事業	実経費の 3 分の 2 (限度額 100,000 円)		
自動車改造助成事業	(限度額 100,000 円)		
日中一時支援事業	4,000 円/回 (送迎は片道 500 円)		
瀬戸養護学校放課後（日中一時）支援事業	業務委託契約書のとおり		

種 目	申請 上限額	耐用 年数	者		児	
			障害及び程度	性能	障害及び程度	性能
特殊寝台	154,000	8年	下肢または体幹機能障害2級以上	両、足等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。		
特殊マット	19,600	5年	下肢または体幹機能障害1級	褥瘡の防止または圧傷等による褥瘡又は褥瘡を防止できる機能を有するもの。	児童相談所または知的障害者更正施設において知的障害者・児として判定された障害の程度が重度または最重度である児及び身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)等級が2級以上である児(原則として年齢18歳以上)	決禁等による汚染または損傷を防止するためマット(覆具)にビニール等の加工をしたもの。
特殊尿器	67,000	5年	下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要するものに限る)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)にかかるとの(に限る)等級が2級以上である児(原則として年齢18歳以上)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの。
入浴担架	82,400	5年	下肢または体幹機能障害2級以上(入浴に当たり家族等他人の介助を要するものに限る)	障害者用担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)にかかるとの(に限る)等級が2級以上である児(原則として年齢18歳以上)	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。
体位変換器	15,000	5年	下肢または体幹機能障害2級以上(下着交換等にあって、家族等他人の介助を要する者に限る)	介助者が障害者の体位を変換する際に容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)にかかるとの(に限る)等級が2級以上である児(原則として年齢18歳以上)	障害児または介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	159,000	4年	下肢または体幹機能障害2級以上	介護者が重度障害者を移動させるのにあたって容易に使用し得るもの。(ただし設置に当たり住宅改修が必要なものを除く)	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)にかかるとの(に限る)等級が2級以上である児(原則として年齢18歳以上)	介護者が重度身体障害児を移動させるのにあたって、容易に使用し得るもの。(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)
訓練いす(児のみ)	33,100	5年			身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害)にかかるとの(に限る)等級が2級以上である児(原則として年齢18歳以上)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。
訓練用ベッド(児のみ)	159,000	8年			身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)にかかるとの(に限る)等級が2級以上である児(原則として年齢18歳以上)	履又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
入浴補助用具	90,000	8年	下肢または体幹機能障害者で、入浴にあたって介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介護者が容易に使用し得るもの。(ただし設置に当たり住宅改修が必要なものを除く)	下肢または体幹機能障害児であって、入浴に介助を要する児(原則として年齢18歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの。(ただし設置に当たり住宅改修が必要なものを除く)
便 器	4,450	8年	下肢または体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができるが、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く)	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)にかかるとの(に限る)等級が2級以上である児(原則として年齢18歳以上)	手すり付きのもの。(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)
T字状・棒状のつえ	木材(夜光材) 4,400 軽金属(夜光材) 4,200	3年	下肢、体幹、平衡・移動機能障害が身体障害者手帳で歩行困難と診断される者	視覚障害者が手に持って歩行の助けとなる細長い棒で、片側の使用のみで歩行が十分である場合。(材質は木材か軽金属)		
移動・移乗支援用具	60,000	8年	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ○障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであること。 ○必要強度と安全性を有するもの。 ○転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、尿差解消等の用具。 (ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする児(原則として年齢18歳以上)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ○障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであること。 ○必要強度と安全性を有するもの。 ○転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、尿差解消等の用具。 (ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)
頭部保護帽	スポンジ、革を主材料 15,200 スポンジ、革、プラスチックを主材料 36,750	3年	下肢、体幹、平衡機能、移動機能障害で、歩行困難や歩行不安定な者	転倒時の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの。(ヘルメットを含む)	児童相談所または知的障害者更正施設において知的障害者・児として判定された障害の程度が重度または最重度である児及び身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)にかかるとの(に限る)等級が2級以上である児(原則として年齢18歳以上)	転倒時の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの。(ヘルメットを含む)
特殊便器	151,200	8年	上肢障害2級以上	足踏みペダルにて流水温度を出し得るもの。(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)た	児童相談所または知的障害者更正施設において知的障害者・児として判定された障害の程度が重度または最重度である児及び身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(上肢障害)にかかるとの(に限る)等級が2級以上である児(原則として年齢18歳以上)	足踏みペダルにて流水温度を出し得るものであって、知的障害者・児を介助している者が容易に使用し得るもの。(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)
火災警報器	15,500	8年	障害等級2級以上(火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を室外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	児童相談所または知的障害者更正施設において知的障害者・児として判定された障害の程度が重度または最重度である児及び身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(聴覚)が2級以上である児であって、それぞれ火災の感知及び避難が著しく困難な状況(当該者の世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音または光を室外にも警報ブザーで知らせ得るもの。
自動消火器	28,700	8年	障害等級2級以上(火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火剤を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	児童相談所または知的障害者更正施設において知的障害者・児として判定された障害の程度が重度または最重度である児及び身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(聴覚)が2級以上である児であって、それぞれ火災の感知及び避難が著しく困難な状況(当該者の世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る)	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火剤を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
電磁調理器	41,000	6年	下記のいずれかに該当する者の視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の児童相談所または知的障害者更正施設において知的障害者・児として判定された障害の程度が重度または最重度である児及び身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(聴覚)が2級以上である児であって、それぞれ火災の感知及び避難が著しく困難な状況(当該者の世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る)	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの。		
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10年	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもので、盲人用信号機の青色点灯時間を通常より長くする装置。	視覚障害2級以上(原則として年齢18歳以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもので、盲人用信号機の青色点灯時間を通常より長くする装置。
聴覚障害者屋内信号装置	87,400	10年	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等確認できるもの。		
透析液加温器	51,500	5年	腎臓機能障害3級以上で自己透析実行式透析療法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(腎臓機能障害)にかかるとの(に限る)等級が3級以上の児(原則として年齢18歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。

種 目	申請 上限額	耐用 年数	者		児			
			障害及び程度	性能	障害及び程度	性能		
在宅 職業 等支 援用 具	ネブライザー(吸入器)	36,000	5年	呼吸器機能障害3級及び体幹機能障害2級以上、または同程度の身体障害者であって医師の意見書により必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(呼吸器機能障害に限る)等級が3級以上である児、または同程度の身体機能障害であって医師の意見書により必要と認められる児(原則として3級以上)	介護者が容易に使用し得るもの。	
	電気式たん吸引器	56,400	5年	呼吸器機能障害3級及び体幹機能障害2級以上、または同程度の身体障害者であって医師の意見書により必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(呼吸器機能障害に限る)等級が3級以上である児、または同程度の身体機能障害であって医師の意見書により必要と認められる児(原則として3級以上)	介護者が容易に使用し得るもの。	
	酸素ボンベ運搬車	17,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。			
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500	5年	医療保険における在宅酸素療法を行う者であって医師の意見書により必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	医療保険における在宅酸素療法を行う者であって医師の意見書により必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者および介護者が容易に使用し得るもの。	
	盲人用体温計(音声式)	9,000	5年	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢児以上)	視覚障害者及び介護者が容易に使用し得るもの。	
	盲人用体重計	18,000	5年	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢児以上)		
情報・ 意思 疎通 支 援用 具	携帯用会話補助装置	98,800	5年	音声言語機能障害または聴覚障害者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で言葉を音声や文字に変える機能があり、障害者が容易に使用し得るもの。	音声機能若しくは言語機能障害または聴覚機能障害者であって、発声・発語に著しい障害を有する児であって、必要と認められる児(原則として学齢児以上)	携帯式で言葉を音声や文字に変える機能があり、障害者が容易に使用し得るもの。	
	情報・通信支援用具	100,000	6年	視覚及び上肢障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が情報・通信装置を使用し必要となる周辺機器及びアプリケーションソフトであり、容易に使用し得るもの。	視覚及び上肢障害2級以上の視覚を有する児であって、必要と認められる児(原則として学齢児以上)	障害者が情報・通信装置を使用し必要となる周辺機器及びアプリケーションソフトであり、容易に使用し得るもの。	
	視覚障害者用情報受信装置	29,000	6年	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	
	点字ディスプレイ	383,500	6年	視覚障害者及び聴覚障害者の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により表示することができるもの。			
	点字器	(標準型)	A	10,400	身体障害者手帳で視覚障害が確認できる者	視覚障害者が点字で文字を打ち、日常生活に役立てることができるもの。	身体障害者手帳で視覚障害が確認できる児(原則として学齢時以上)	視覚障害者が点字で文字を打ち、日常生活に役立てることができるもの。
			B	6,600				
		(携帯用)	A	7,200				
			B	1,650				
	点字タイプライター	63,100	5年	視覚障害2級以上(障害者本人が就労もしくは就学しているまたは就労が見込まれる者に限る)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	85,000	6年	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された音声の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢児以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された音声の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	6年	視覚障害2級以上	文字情報と同一画面上に記載された当該文字情報を符号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢児以上)	文字情報と同一画面上に記載された当該文字情報を符号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	8年	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を拡大したいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出されるもの。	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる児(原則として学齢児以上)	画像入力装置を拡大したいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出されるもの。	
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	59,800	6年	視覚障害2級以上	取り付けたICタグからその物品等の名称を音声により再生可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢児以上)	取り付けたICタグからその物品等の名称を音声により再生可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。		
盲人用時計	(触読式)	10,300	10年	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	
	(音声式)	13,300						
聴覚障害者用通信装置	71,000	5年	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりとして、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの。	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する児であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる児(原則として学齢児以上)	一般の電話に接続し得るもので、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの。		
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6年	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視覚が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視覚が可能になる児	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。		
人工喉頭	(笛式)	5,000	4年	身体障害者手帳で音声機能喪失者(喉頭摘出)であることが確認できる者	障害者が容易に使用し得るもの。			
	(電動式)	70,100						5年
点字図書	差額相当額	—	—	主に情報の入手を点字によって行っている視覚障害者	点字により作成された図書。	主に情報の入手を点字によって行っている視覚障害者	点字により作成された図書。	
排泄 管理 支 援用 具	ストーマ装具	(尿路系)	11,639 (月額)	—	低刺激性の粘着剤を使用した密着型または下部開閉型の収納袋とする。ラテックス製またはプラスチックフィルム製(付属品:皮膚保護剤)	ストーマを造設した児であって、身体障害者手帳で膀胱機能障害または直腸機能障害が確認できる児	低刺激性の粘着剤を使用した密着型または下部開閉型の収納袋とする。ラテックス製またはプラスチックフィルム製(付属品:皮膚保護剤)	
		(消化器系)	8,858 (月額)	—	低刺激性の粘着剤を使用した密着型または下部開閉型の収納袋とする。ラテックス製またはプラスチックフィルム製(付属品:皮膚保護剤)	ストーマを造設した児であって、身体障害者手帳で膀胱機能障害または直腸機能障害が確認できる児	低刺激性の粘着剤を使用した密着型または下部開閉型の収納袋とする。ラテックス製またはプラスチックフィルム製(付属品:皮膚保護剤)	
	紙おむつ等	12,000 (月額)	—	下部のずれ防止が期待できる者で、自力でトイレに行かず、援助に頼ることなく、介助による定時排便ができない児 ○ストーマの着し易い変形加工はストーマ周辺の着し易い皮膚のびんのためストーマ用装具を装着できない児 ○二分層構造先天性肛門瘻(先天性肛門直腸を伴った)に起因する排便障害による高度の排便機能障害または高度の排便機能障害の者 ○前向き排便等腸性運動機能障害により排便がしづらくなる者	紙おむつ、洗剤用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	下部のずれ防止が期待できる者で、自力でトイレに行かず、援助に頼ることなく、介助による定時排便ができない児 ○ストーマの着し易い変形加工はストーマ周辺の着し易い皮膚のびんのためストーマ用装具を装着できない児 ○二分層構造先天性肛門瘻(先天性肛門直腸を伴った)に起因する排便障害による高度の排便機能障害または高度の排便機能障害の者 ○前向き排便等腸性運動機能障害により排便がしづらくなる者	紙おむつ、洗剤用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	
	収尿器	男性用 簡易型	7,700 5,700	— —	身体障害者手帳で下肢・体幹機能障害が確認でき、「排便障害(特に失禁)」がある者	尿尿器と集尿器で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 耐久性ゴム製尿袋を有するもの。 ポリエチレン製の尿袋後背保護ゴム付きのもの。		
	女性用 普通型 簡易型	8,500 5,900	— —					
住宅 改修	居室生活動作補助用具	200,000	1回のみ	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特異便器への取替えをする場合は上記障害2級以上の者)	障害者の移動等を円滑にする用具であり、設置に小規模な住宅改修を行うもの。	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特異便器への取替えをする場合は上記障害2級以上の者)	障害者の移動等を円滑にする用具であり、設置に小規模な住宅改修を行うもの。	

別表2-2 瀬戸市地域生活支援事業 日常生活用具給付等事業 対象品目（難病患者等）

種 目	申請 上限額	耐用 年数	対 象 者	性 能
便器	4,450 5,400 (便器に手すりをつけた場合)	8年	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	19,600	5年	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	154,000	8年	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊尿器	67,000	5年	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	15,000	5年	寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入浴補助用具	90,000	8年	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動・移乗支援用具	60,000	8年	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり、動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
電気式たん吸引器	56,400	5年	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
ネブライザー(吸入器)	36,000	5年	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	159,000	4年	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居宅生活動作補助用具	200,000	1回のみ	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
特殊便器	151,200	8年	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
訓練用ベッド	159,000	8年	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自動消火器	28,700	8年	火災発生の感知及び非難が著しく困難な 難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる 世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500	5年	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。

【支給決定期間・支給量】

事業名	支給期間	支給量		備考	
居住サポート	1年以内	—			
移動支援	1年以内 介護給付併用時は、介護給付に倣う。	社会生活上必要不可欠な場合	30時間/月 以内 ※1日2時間で15日を基本。	※余暇活動等社会参加と併用時は合計40時間/月以内。	
		余暇活動等社会参加の場合	小学生以下		10時間/月 以内
			上記以外		20時間/月 以内
		その他	経路習得	2時間/日 以内	30日以内
			通園・通学	1時間/回 以内	20回/月まで
視覚障害者通院介助	制限なし				
地域活動支援センター	1年以内 介護給付併用時は、介護給付に倣う。	I型	制限なし ※相談支援と併用のため。		
		その他	23日/月 以内 ※日曜日(4日)、土曜日(4日)を除いた日数。		
訪問入浴サービス	申請年度内	10回/月 以内			
日中一時支援	1年以内 介護給付併用時は、介護給付に倣う。	23回/月 以内 ※日曜日(4日)、土曜日(4日)を除いた日数。			

注) 本人の必要不可欠な日常生活を維持する上で、ケアプラン等の作成により必要性が認められると判断した場合は、支給量を追加できるものとする。

障害児の調査項目(5領域11項目)及び障害者(移動支援)の調査項目

項目	区分	判断基準	
① 食事	1 一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。	
	2 全介助	全面的に介助を要する。	
② 排せつ	1 一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。	
	2 全介助	全面的に介助を要する。	
③ 入浴	1 一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。	
	2 全介助	全面的に介助を要する。	
④ 移動	1 一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。	
	2 全介助	全面的に介助を要する。	
行動障害および精神症状			
⑤	1 週に1回以上の支援や配慮等が必要 2 ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要	(1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や危険の認識に欠ける行動。	週1・2回程度以上ある。 ほぼ毎日ある。
		(2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。	週1・2回程度以上ある。 ほぼ毎日ある。
	1 週に1回以上の支援や配慮等が必要 2 ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要	(3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。	週1・2回程度以上ある。 ほぼ毎日ある。
		(4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。	週1・2回程度以上ある。 ほぼ毎日ある。
	1 週に1回以上の支援や配慮等が必要 2 ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要	(5)再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。	週1・2回程度以上ある。 ほぼ毎日ある。
		(6)他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さのため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。	週1・2回程度以上ある。
	1 週に1回以上の支援や配慮等が必要 2 ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要	(7)学習障害のため、読み書きが困難。	週1・2回程度以上ある。 ほぼ毎日ある。

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

【移動支援の身体介護を伴うか伴わないかの判断について】

<身体障害者>

◎全身性障害者:「身体介護を伴う」とする。

◎視覚障害者:①食事・②排せつ・④移動の3項目のうち、いずれかが「一部介助」或いは「全介助」なら「身体介護を伴う」とする。それ以外は「身体介護を伴わない」とする。

<知的障害者・児童>

①食事・②排せつ・④移動・⑤行動障害((1)(2)(3)の3項目)の計6項目のうち、いずれかが「一部介助」或いは「全介助」、「ときどき」或いは「ある」なら「身体介護を伴う」とする。それ以外は「身体介護を伴わない」とする。